

人と自然の環境・資源対策特別委員会会議記録

人と自然の環境・資源対策特別委員長 守永 信幸

1 日 時

平成26年9月18日（木） 午後1時04分から
午後2時05分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

守永信幸、後藤政義、嶋幸一、井上伸史、深津栄一、江藤清志

4 欠席した委員の氏名

三浦正臣、衛藤明和、御手洗吉生、吉富幸吉

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、教育長 野中信孝 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 障がい児への支援について及びインクルーシブ教育システムについて調査した。
- (2) 県外所管事務調査を11月11日～13日に実施することを決定した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課調査広報班	主査	三重野大
政策調査課政策法務班	主幹	山崎雅光
議事課委員会班	副主幹	大久保博子

人と自然の環境・資源対策特別委員会次第

日時：平成26年9月18日（木）13：00～

場所：第5委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

- | | |
|----------------------------------|-------------|
| (1) 福祉保健部関係
障がい児への支援について | 13：00～13：45 |
| (2) 教育委員会関係
インクルーシブ教育システムについて | 13：45～14：30 |

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

守永委員長 ただいまから、委員会を開きます。本日の委員会は、障がい児への支援について、インクルーシブ教育システムについて調査をします。なお、本日は所用により三浦副委員長、衛藤明和委員、吉富委員が欠席しています。そして、御手洗委員についてはおくりしてみえるということをお伺っています。それでは、障がい児への支援について説明をお願いいたします。

平原福祉保健部長 障がい児への支援についてご説明します。資料の1ページをお開きください。

初めに、障がい児の現状と障がい児を支援する施設及び事業等の状況についてご説明します。まず、県内の心身に障がいのある児童の人数は、その実数を正確に把握することは困難ですが、1番上の枠内にありますように、18歳未満の身体障害者手帳の交付者数と、知的障がい児及び発達障がい児の推計値を合計しますと、約1万4,700人と推計されます。こうした障がい児に対する支援につきましては、児童福祉法による支援と障害者総合支援法による支援を組み合わせ提供しております。図の左側が児童福祉法による支援で、障がい児通所支援と障がい児入所支援に大別されます。そして図の右側が障害者総合支援法による支援で、介護給付や自立支援医療、補装具、地域支援生活事業による支援が提供されます。これらのうち、点線で囲ってあります、在宅の障がい児と家族が利用する支援については、市町村がそれぞれの支援を組み合わせ提供し、左下の障がい児入所支援を県が実施主体として行っています。

支援の内容について概略をご説明させていただきます。まず左側の児童福祉法による支援ですが、児童発達支援事業所は、障がい児と保護者が一緒に通所して児童の療育訓練を行う施設として、その下の児童発達支援センターは、児童発達支援事業所の機能に加えて、支援利用計画を作成したり保育所などへの訪問支援を行う、地域の関係機関の中核的な役割を担う療育支援施設です。

さらにその下の放課後等デイサービスは、就学中の障がい児を、放課後や夏休みなどの長期休暇中に預かって、支援を行う施設です。また、保育所等訪問支援は、保護者の申請により、保育所や幼稚園などを訪問して、障がい児への対応方法などについて専門的な技術支援を行うものです。

その下の枠の障がい児入所施設は、障がい児が在宅生活が困難な場合に入所して生活する施設で、障がい児の心身の状況に応じて、医療ケアや機能訓練、生活能力訓練などとともに、余暇活動の支援を行います。

図の右側に移りまして、障害者総合支援法による支援について説明させていただきます。

まず、介護給付としては、保護者の介護負担を軽減するための居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所のほか、障がい児の行動や外出を支援するための行動援護や同行援護、さらには重度障がい児に対して複数のサービスを包括的に行う重度障がい者等包括支援が提供されます。

さらに、自立支援医療、障がい児の場合は、そのうちの育成医療の給付や、補装具費の

支給が行われるとともに、1番下の枠に記載しています地域生活支援事業による支援が提供されます。

この地域生活支援事業は、各市町村が地域の障がい児、者のニーズや実情を踏まえ、柔軟な事業形態で各種支援サービスを実施するもので、日常生活用具の給付や移動支援、日中一時支援などの支援が行われています。

次に、資料の2ページをごらんください。ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備ということで説明資料を添付していますが、1ページでご説明しました各種支援を提供するに当たっては、障がい児の成長に応じて、それまでの支援を踏まえた一貫した支援が提供される必要があります。

この図は、縦に、障がい児に対する支援が提供される地域単位として、上から県全域、障がい福祉圏域、そして1番身近な市町村の3地域に区分するとともに、横に、0歳から18歳までの年齢区分を設けて、それぞれの年齢に応じてどのような支援サービスが提供されるのかについて示したものです。

1ページでご説明しました在宅サービスにつきましては、おおむね図の1番下の市町村の枠内に記載していますが、例えば、このうちの上から3番目の枠に記載しています児童発達支援をごらんいただきますと、0歳から就学前まではこのサービスを利用し、小学校に入学した後は、放課後等デイサービスを利用することになるというように、児童の年齢に応じて利用するサービスが変わっていきます。この場合、入学後の放課後等デイサービスの支援職員が、それまでの児童発達支援事業所で行われた支援を踏まえた支援を行っていくことが大事となります。

このため、県では、市町村の枠内の1番下の枠に記載しています支援ファイルの活用を呼びかけています。この支援ファイルといいますのは、障がい児が受けた健診の結果や支援サービスの記録などをつづったファイルを、新たに支援することとなった機関に伝えることにより、一貫した支援が受けられるようにするものであり、平成25年度までに15市町が作成し、障がい児の保護者に配布、活用を進めています。

また、市町村の上には障がい福祉圏域と県全域の単位で提供される支援について記載していますが、県下各地域において、障がい児とその家族のニーズに応じて、これらの機関が重層的にかかわり支援していく体制づくりを進めているところです。

次に資料の3ページをお開きください。発達障がい児の早期発見、早期療育体制の整備ということで、資料を作成しています。近年注目されている発達障がいは、自閉症やアスペルガー症候群などの脳機能の障がいで、その症状が低年齢において発現するものとされており、コミュニケーション能力に障がいがあり、対人関係がうまくいかないために、生活する上でさまざまな困難を抱える場面が多くなります。この発達障がいにつきましては、乳幼児の間にできるだけ早く障がいを発見して、社会適応訓練などの適切な療育を受ければ、集団生活を送れるようになると言われていています。

しかしながら、図の左側の1、早期発見体制の整備の1番上の枠にあるとおり、知的のおくれない発達障がい児については、これまで市町村が行ってきた1歳6カ月児健診や3歳児健診では発見されにくく、小学校入学後に、集団生活ができなかったり、同級生からのいじめや不登校などの二次障がい起きるといった問題があります。

このため、県では、就学前の5歳の段階で、発達障がいを発見するための健診や相談会

の実施を市町村に呼びかけるとともに、平成24年度から、大分大学医学部附属病院の小児科専門医を、市町村に派遣する事業を実施してきたところです。その結果、図の1番下の枠にありますとおり、今年度は、県下18市町村のうち、大分市、別府市、姫島村を除く15市町で、専門の医師による5歳児健診等が実施されるようになりました。

しかしながら、県下の半数以上の児童が居住する大分市と別府市では今のところ実施されていないため、県下全域における早期発見体制の整備に向けて、両市と協議していくこととしております。

次に、図の右側の2、早期療育体制の整備の1番上の枠をごらんください。

市町村の5歳児健診等の取り組みにより、障がい児が早期に発見された児童につきましては、集団適応能力の向上を図るための療育訓練が必要となりますが、こうした機能を有する児童発達支援センターにつきましては、県下6つの障がい福祉圏域のうち、大分市を中心とする中部圏域に集中する一方で、西部、豊肥、県南の3圏域には1カ所もない状況がありました。

このため、県としましては、平成25年度に、発達障がいの療育訓練ができる児童発達支援センターの設置を推進する事業を実施し、図の右下の児童発達支援センター設置状況の表に記載してありますとおり、今年4月から県下全圏域に設置されたところです。

最後に、資料の4ページをお開きください。今後は、図の真ん中左よりにあります児童発達支援センターを中核として、障がい児支援にかかわる関係機関が連携して、障がい児とその家族を地域で支えるネットワークの強化を図り、適切な発達支援や教育が受けられる体制づくりを進めてまいります。私からの説明は、以上でございます。

守永委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。どなたか質疑ございませんでしょうか。

深津委員 2点ばかり質問いたします。先ほど、詳しい説明をしていただいたんですが、1ページに障がい児を支援する施設及び事業等の現状ということで、1番最後の実施主体、県というところ、その部分で障がい児の入所支援、この中で今現在、待機者はどの程度いらっしゃるのか。なかなか受け入れが、入りたくても入れないというような状況なのか、それとも十分な受け入れ体制ができてきているかどうかというのがまず1点。

それと、そこで働いている職員、大変なご苦勞があるかと思いますが、今、職員の状況、十分なのかどうか。その点について、2点。

姫野障害福祉課長 まず障がい児入所施設の待機者ということでございますが、障がい児の場合は、児童相談所を通じて来るんですけれども、待機者自体はございません。

それから、2点目、職員の状況ということですが、障がい児入所施設につきましては、それぞれ定められた人員基準、配置基準がございます。当然、その配置基準以上の人員配置は行われているわけですが、ぎりぎりというところも少ないかと思っております。それ以上の人員配置は当然できているというふうに思っております。

深津委員 そのとおりだというふうに思うんですが、1番心配をしているのは、家族の方々が当然、行政にご相談をしながらやっておるとは思うんですが、怖いのは水面下で障がいを持っておるけど、なかなか表に出にくいとか、出ないという部分で、別に隠すという意味じゃないですけど、自宅で回復をするような努力をしておるとか、もしくは家族の中で苦しみをされておるとかいうことだけは避けたいなという思いを個人的には持って

おります。

それで、できるだけ私のお願いとしては、相談の窓口を常に開いていただいて、今も開いておるとは思うんですが、気軽に相談できたり、気軽にいろんな要望、受け入れができるような体制をつくっていただきたいと思いますが、その点、されておるとは思うんですが、念のため。

姫野障害福祉課長 障がい児の入所については、この表にありますように、県が実施主体として対応しております。それ以外の通所、それから、一般の相談につきましては、市町村が実施主体になるわけですけれども、市町村の窓口、それから、障がい児の相談支援を行っている事業所が各地域にあります。これはサービスの利用だけではなくて、いろんな相談を受けておりますので、そういったところを訪ねてもらおうとか、そういったところは訪問する場合がありますので、そういうところにまずつなげていただければ、必要なサービスにもつながっていくかなというふうに思いますので、ぜひ、サービスを常に利用していれば、いろんなつながり方、専門機関につながるのがあるんですけれども、そうじゃない方もそういう市町村の窓口とか、障がい者の相談支援の事業所に電話でも、訪ねて行っていただければというふうに思います。

嶋委員 5歳児健診ですけど、これは大分と別府だけが実施されていない。独自事業でも行われていないようですが、ここに説明が書いてあるように、小学校入学後にいじめや不登校などの二次障がいが出てくる場合が別府や大分は多いんですか。

姫野障害福祉課長 必ずしもそれは言えないかなというふうには思います。ただ、発達障がいのある児童についても、早期発見をして、早期に必要な支援を受ければ、療育訓練とかを受ければ、それほど障がいを感じずに日常生活とか、就学、学校での生活とかもできるというふうに言われていますので、まだ、今早期発見体制が少し整ってきたところですので、必ずしも大分市、別府市がそういう二次障がいを発生している子供が多いということとは言えないかなというふうに思っています。それを防ぐための事業としては、取り組んではいるんですけれども。

嶋委員 大分市と別府市のこの5歳児健診に対する見解というのは、どんなものなんですか。

姫野障害福祉課長 私どもも大分市、別府市に働きかけ、相談というのは今までも行ってきております。やはり人数が多いもんですから、スクリーニングを行う、医師以外になるかと思えます。保健師とか、その体制とか、実際の医師、専門の医師の配置を考えると、なかなかその数に対応できることはできないなというふうに聞いています。実際そうだというふうに私なんか考えております。

ただ、大分市も別府市も、法定健診になります1歳6カ月児健診、それから、3歳児健診ですね、心理職を窓口配置をして、発達部分もできるだけ診ようということで取り組みをしているというふうに伺っています。ですので、それでいいというわけではありませんので、私どもも大分市、別府市に対して、今後どういう方法であれば、こういう発達障がいの早期発見につながっていくのか、引き続き協議をしていこうというふうに考えております。

嶋委員 体制の整備が大変だということで実施されていないということですが、体制の整備に対する支援は考えていないんですか。

姫野障害福祉課長 今、大分市、別府市、それから、姫島村以外の15市町が今年度も実施しているわけですが、やはりそこには今、必要な支援というか、私どもの事業として、専門の医師の派遣を行っているわけですが、今の全く同じ体制では、派遣をしている医師の対応も、やはり大分市、別府市、数がかなりありますので、支援をやりたいわけですが、実際の専門の医師の対応ができないという現実の問題がありますので、そこは少し方法を考えていかないと、そのままではちょっと難しいかなというふうに考えています。（「よくわかりました。ありがとうございます」と言う者あり）

江藤委員 3ページなんですけど、二次障がいとの関係で、ここに出ている、まず1点は、26年度から5歳児健診実施の中で、未実施が大分市と別府市と姫島村になっていますよね。この原因は、何か大きな原因があるのかどうか。

それから、もう1つ、県の推進事業として、大小、市町村問わず、もう一斉に18市町村やんなさいよという命令と言うとおかしいけれども、指導方針はできないのかどうか。その2点について。

姫野障害福祉課長 1点目です。大分市も別府市、それから姫島村ということですが、原因、先ほどちょっと申し上げましたけれども、5歳児健診でまずスクリーニングをしないといけない。全ての児童に対して、スクリーニングをして、その後、専門の小児科医等が診断、診察をするわけですが、まずはそのスクリーニングをするだけの、保健師とかの配置ですね、スタッフの配置、それから、その次につながる医師、ドクター、専門医ですね、専門医の配置がなかなか大分市、別府市の児童の数に対応するだけのまだ人がいないというのが1番大きな原因です。

それから、県の推進事業を、今、15市町ですけれども、全ての市町村に強制的に実施するよということなんですけれども、これはあくまでも5歳児健診は市町村が主体として行う事業であります。当然、県として、今までも働きかけはしてきて、今年度15市町まで広がってきたわけですが、なかなか強制、先ほど言いましたスタッフの配置とか、考えると市町村が全てやりますので、強制的にはちょっと難しいかなというふうに思っております。働きかけは、それとか協議は今後も続けていきたいというふうには思っております。

江藤委員 私は、なぜそれを言うたかという、私は由布市だけれども、市町村段階から見ると、高齢者について、物すごく隅々まで行き届いているわけ。そうすると、障がい児になると、そこまでは徹底していない。ちょっと差があるもんだから、高齢者よりも、むしろ、障がい児対策をやっぱり力点を置くべきじゃないかなと思っておるもんだから今聞いたわけであって、だから、徹底するのは、もう全市町村徹底したほうが僕はいいと思いますので、これは要望として検討してください。

守永委員長 要望ということですね。

姫野障害福祉課長 お答えするのが漏れておりました。

姫島村もまだできていないわけですが、姫島村は、障がいがある児童というのは、ある程度把握が役場のほうでできますので、そこは大丈夫かなというふうに思っております。

守永委員長 ほかの方どうでしょうか。ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 私から1つ、質問というよりはお願いになるかと思うんですが、この資料の3ページで、早期発見体制の整備という形で、発見されにくいとか、発見する手間とかいう表現があるんですが、以前、大分大学の清田先生との話の中で、発見という言葉そのものが、どうもマイナスのイメージを引きずってしまうので、せめて気づくとか、気づきとか、そういう言葉を使ってもらえたらいいんだけどなという話をしたことがあるんですよ。ちょっとその辺の配慮をいただけたら助かると思いますので、これは一応要望ということをお願いしておきたいと思います。何かその辺についてコメントがあれば。

姫野障害福祉課長 委員長がおっしゃったご意見等、以前からいただいております。ちょっと検討はいたしますが、障がいの発見、それから、受容とかいう、いろいろ障がい独自の言葉もあるんですけども、比較的発見という言葉は一般的に使われているかな、早期発見、早期療育という1つの言葉のように使われておりますので、ちょっとご意見いただいて、どういう形がいいかは考えさせていただきたいと思っております。

守永委員長 よろしく申し上げます。発見というのは、がんの発見とか、いわゆるマイナス部分の発見というふうに受けとめやすいので、そういうふうなご意見だったので、よろしく申し上げます。

あと、皆さんほかにもうないようですので、この障がい児への支援については終わりたいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、教育委員会入室〕

守永委員長 これより、インクルーシブ教育システムについて調査をします。執行部の説明をお願いします。

野中教育長 それでは、インクルーシブ教育システムについてご説明いたします。1ページをお開きください。

まず、インクルーシブ教育システムとは、国連の障害者の権利に関する条約の第24条に示された、障がい者を包容する教育制度のことであり、定義として、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みというふうにされています。

資料1ページに、第24条の条文を抜粋しています。ここには、条約締約国におけるインクルーシブ教育の理念がうたわれています。

主な点を申し上げますと、第24条1の(b)、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させること、2の(a)障害者が障害を理由として一般的な教育制度から排除されないこと、(c)の個人に必要とされる合理的配慮が提供されることなどが、インクルーシブ教育システム実現のための要点でございます。

国の条約締結は1月20日に批准をいたしました。中央教育審議会はこれに先立ち、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という報告書を公表しています。資料2ページ上段2に提言の概要を示しています。報告書では、障がいのある子供と障がいのない子供が同じ場でともに学ぶことを追求しつつ、自立と社会参加を見据えて、個別の教育的ニーズに最も的確にこたえる小、中学校の通常学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要と

提言しています。

こうした考えに基づく本県の状況でございますが、このページ3の表で、本年5月1日現在の学校基本調査の結果に基づく学校別在籍数を示しています。まず、公立小、中学校ですが、表の1番下の欄に示す特別支援学級は、平成23年度以降の5年間で200学級を増設するという計画の4年目に当たる本年度は、小学校341学級に1,006名在籍、中学校159学級に460名在籍で、合計しますと、小、中学校の500学級に1,466名の児童生徒が在籍し、それぞれの教育的ニーズに応じた授業が行われています。また、この欄の下から2段目、通級による指導も市町村教育委員会の要望を踏まえ、特に発達障がいのある児童生徒のための教室を小、中学校とも増設しています。

他方、特別支援学校は、表の右欄に示しております。現在、県立16校に1,173名が在籍しており、内訳は、幼稚部13名、小学部334名、中学部313名、高等部513名でございます。このうち、高等部の在籍者数が増加しています。

次に、障がいのある子供と障がいのない子供がともに学ぶ形態の1つである、交流及び共同学習の実施状況ですが、資料3ページ上段4に示しています。交流及び共同学習は、児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むという意義があり、県内全ての特別支援学校で取り組んでいます。なお、子供の居住地にある小、中学校の通常授業や学校行事に参加し、小、中学生とともに学習する居住地校交流の機会を確保している児童生徒もおり、その割合は小学部で35%、中学部で14%程度という状況です。

以上が、インクルーシブ教育システムにかかわる本県のそれぞれの学校の状況です。

続いて課題を5に示しています。

障がいのある子供と障がいのない子供が同じ場でともに学ぶ上では、まず、障がいに関する学校関係者の理解促進、そして専門性のある指導体制の確立、障がいのある子供の状態を踏まえた施設設備の提供、移動等に必要な人員の確保などが必要です。

これらのことは、障害者の権利に関する条約第24条に規定する、個人に必要とされる合理的配慮の提供にあたります。

合理的配慮については、資料4ページ上段6に示しています。

合理的配慮は、障がいのある子供が、ほかの子供と平等に教育を受ける権利を享有、行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障がいのある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものとされています。

合理的配慮の例としましては、施設設備のバリアフリー化、専門性のある教員を配置した指導体制の確保などが考えられます。ただし、本人、保護者の教育的ニーズは一人一人の障がいの状態や程度によって異なりますので、合理的配慮提供に至るまでの流れの検討、好事例の蓄積などに取り組むことが必要と考えています。なお、本年度から資料4ページ下段7に示す、多様な学びの場充実モデル実践事業を創設しました。

現在、モデル地域において、合理的配慮の内容に関する事例検討に取り組んでおり、成果がまとまり次第、公表したいと考えています。

以上でございます。

守永委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

井上委員 いろいろこういった一緒にやることについては異論はないと思うんですけども、もしも何かあったときの責任の所在というのが、どうも私もわからんのは、いわゆる小、中学校においては市町村の管理責任というのか、そういったものが問われながら、何か事あるときには市町村の教育長が頭を下げて済みませんというような場面もよく見るわけです。しかし、人事とか、いろんな面についての権限というのは、県であろうけど、その辺のところ、人員の配置にしても、うまく市町村との連携というのが、これこそとらないとうまくいかないと思うんですけど、その辺のところと、事あったときの責任所在ということについてのすみ分けというのは、論議されたり、そのことについては、どのように判断するのと思うんですけども、ちょっと私は素人でなんですけれども、教えていただきたいと思います。

野中教育長 学校でのいろんな問題についての責任みたいな話なんですけれども、1つは事故ということであれば、物的な瑕疵による事故が考えられる、学校事故についてはですね。これは学校の設置者ということですから、小、中学校は危険な遊具でけがをしたとか、学校の物的な分については間違いなく市町村の責任ということになります。

事故等が人による場合ですね、あるいは不祥事とかの先生の問題。これは一時的な服務監督権は市町村にあるんですね。ですからきちっと出勤して来て、きちっと教えて、適切な教育活動をするという、その指導責任はですね。ですから、不祥事があったときに、市町村の教育委員会が監督責任を果たす、記者発表をしたりというふうになっております。ただ、人に対する監督のうち、重い、いわゆる懲戒処分等の権限は県が持っています。これは基本的な任免権、採用したり、任免したりの権限を県が持っているということなんです。県が任命して、どこに配置をして、そして、その先生の日常的な監督は市町村が行うという形になっています。

責任の分担ということで、県が出てくるのは、よく処分のとき、懲戒処分のときに出てくる。ここはわかりにくいですね、不祥事の起きたときに、まず一義的に市町村があって、県もあってというところです。

このまま権限が二分している、任免権はこちらにあって、日常的な監督権が市町村教委にあると。ここがわかりにくいのと、調整、やっぱり難しいところもあるということでもあります。人事の要望を聞いたり、あるいは人事に関する情報を集めて、そして、いろんな施策、人事施策もあるし、研修等もありますし、人材育成もある。市町村と教育委員会、人事上の意思疎通をよくしながらやっているところなんですけれども。

井上委員 わかりました。大体、私たちもある程度はわかっているつもりなので、一般の県民の皆さん方から判断すると、いろいろな場面に遭遇したときには、あれっ、どっちがどうなのかなという判断がなかなかしにくいという思いがあるんですね。よく家内なんかいろいろ聞くと、どうなっているのというふうなことをちょっと聞いたりするもんですからね。その辺、というのもやっぱりこういった障がい者は特に一緒に授業をやったり、いろんなことがあって、いろんな面での物事の、いわゆる何か起きたときにその辺のところをちょっと知っておかなきゃいけないというふうなことをふと思ったものですからね。そういう話をさせていただいたんですけど、大体わかりました。

これは、ここに書いている皆さん方の思いというのは、大体言葉だけじゃわかんなくて、やっぱり現場ですよ、これね。現場を把握していないとなかなか言葉でこう言っても、システムとか、そういった思いとしてはわかるんだけど、どうかしよると本当に現場を知って、そういった方たちが誰なのかという、そういう責任の所在というか、そういったもの等を明確に、何かのときはこうだよと、ひとつのやっぱりあれをもう少し明確にいろいろすべきではないだろうかというふうに思うので、その辺のところを、いわゆる特別支援学級等々を含む学校においては、もうちょっと厳格にしたらいんじゃないのかなと、そういう感じがするんですけども、どうですかね。

野中教育長 特別支援教育について、小、中学校において、ともに学びながら、多様性についてしっかり理解をしていく、そして、ともに学ぶ中で、障がい児がその能力を精いっぱい伸ばしていけると、そういう仕組みをつくっていく。その上で、県教育委員会の役割というのは大変大きい。それは、障がい児教育についても、特別支援学校を持っていて、その中での専門性の蓄積があるということです。ですから、どのような形で小、中学校においてインクルーシブ教育の効果を発揮させていくかということについても、県教委がかなり力を発揮しなくちゃいけないなというふうに思っています。教育内容とあわせて、いろいろな事故とかそういうものを防ぎながらということも大事だというふうに思います。

それは、今、ちょうど合理的配慮の研究についてのモデル実践事業ということで、別府地区をモデル地区にして、小、中学校、それから、特別支援学校、知恵を絞りながら、どういう形がいいかなということの研究しているところです。当然、事故とか、それから、内部の意見を含めてやっていきたいというふうに思っております。

江藤委員 きょうは、僕は初めて1個勉強になったんやけど、インクルーシブ教育システム、これは中身は何かと今委員長に聞いたんじゃけども、委員会が始まればわかりますと言われたけん、今聞きよったらようわかったんじゃけれども、実は4ページの中にありますように、合理的配慮のところなんですけど、問題は、障がいのある子供さんとほかの子供さん、これは平等に教育を受けるという、これは確かにそのとおりだと思います。

そこで、私は教育長ご存知のとおり、由布市の庄内町の西庄内小学校の隣の地域には橋爪自治区というところなんですけど、そこの老人クラブ会長を私、年がいかん前からさせられちよるんじゃけれども、十二、三年やらせられちよるんじゃけれども、そのときに小学校の校長先生と一応話し合せて、最初、10年前。そして、体験学習を何とかしてくれませんか、そういったことでサツマイモ植えて、モチ米を植えて、田植えから稲刈りまでさせて、正月に餅つき、そういうふうな体験学習をさせちよるのよ。

それともう1つ、学校から毎年、昔の遊びをおじいちゃん、おばあちゃんたち、何とか教えてほしいということ、これも10年ぐらい続いておるんだけど、そのときに私は、最初10年前に行ったときに2人おったんですよ。ちょっと障がい者の子供さんが。子供さんがどうしよるかなあと思ったら、低学年のときはそこまで気がつかんかったけど、3年、4年になる、高学年になるたんに、一般の生徒が大事にし出した。これはいいこっちなあ。うちはやっぱり体験学習で、作業もはだして来らすらそのとおりさせてですね、もうみんな支え合いながら、やっぱりやらせているところについて、先生の言うたように、これは大きくなれば大きくなるほど、団結力、結束力があるなど、これはいいことだよと思うのに、指導者の先生方も大事だけれども、私はやっぱり問題は、地域と思う

んですよ。地域の皆さんが、学校と一緒にあって、やっぱり特に、もう元気の良い我々はほたっとしてしゃあねえと思うんだけど、そういった障がいのある子供さんたちについては、やっぱりいつも目を光らせておって、先生だけじゃやっぱり目が届かんところもあるだろうと思います。もう年々大きくなるにつれて、やっぱり本人も体が動かんけどしっかりしてきておりますので、ほっとはしておるんですが、僕はそこが1番大事じゃないかなと思うんです。その辺は、我々としては、これはもう俺たちが死ぬまででも、ずうっとこれはやめられんぞということを含んで、一生懸命学校とタイアップしながら今やっているような状況なんです。ただ、親御さんにとってみると、やっぱり特別支援学校には行かせたくないと言います。それはそげん思いますよ。だから、重度の人は別にして、やっぱり子供たちと一生懸命なじんでいきよるけん、最後までずうっと中学校も高校まで一緒に行かせようと僕は言います。どこまで行くかわかんけれども、ありがたいですよ。これは親御さんの気持ちなんです。だから、そこをひとつ大事にしなから、教育委員会としても頑張っていたきたいなと、こう思いますよ。

守永委員長 意見ということでよろしいですか。

江藤委員 意見、意見。

後藤義務教育課長 地域の学校で交流及び共同学習ということで特別支援学校の生徒さんも一緒に行って学習するという形態もあります。その中で確かに委員おっしゃるように、団結力であるとか、こちらにとっては、障がいを理解していただくというようなことも必要なことかと思っております。そういうことも特別支援学校の中でも実践を進めながら、地域との連携ということも大切にしていきたいと考えて今取り組んでいるところです。

後藤委員 私も余りこっちは詳しくないですけども、特別支援学校に入っていく子供と、一般の小学校、幼稚園もあるみたいですが、その、分かれというか、線引きというのは、誰がどのようにして決めていくものでしょうかというのが1点。

それと、保育園関係の協議会の皆さんと色々な協議をしているんですけども、障がいを持つ子供が非常にふえてきているという話を聞くんですけども、実質、小学校、それから、特別支援学校含めて、やっぱりそういう子供たちの率がふえていっているという状況がここ数年の動きの中であるんですかね、それを教えていただきたいと思っております。

後藤義務教育課長 まず、どこで学ぶのかということですが、市町村教育委員会が最終的には判断をしていただくということになっております。

新入学児については、子供さんの情報等を事前に市町村教育委員会の方が保護者さん等と面談をいたしまして、保護者さんの状況、それから、保護者さんのご希望ですね。子供さんの障がいの状態と、いろいろなものを勘案して、確かに障がいの重たいお子さんの場合には、小、中学校よりも特別支援学校のほうが学びが保障できるであろうとか、医療的ケアが必要なお子さん、例えば、気管カニューレが入っているお子さんもいらっしゃいますので、そういう方については、やっぱり特別支援学校のほうがよかろうとかいうことで、いろいろな意見を交えながら、保護者さんのご希望も交えながら、一応その教育委員会が判断をしていくということになります。途中には、私ども県にもご相談をいただいたり、教育長が言いましたが、私たちが専門的な知識を持ち合わせているということもありますので、示唆も差し上げながら、最終的な判断は市町村教育委員会がするというような形になっております。

それから、子供さんの率については、それを調べた調査というのではないんですけれども……（「ないの」と言う者あり）

はい。ただ、障がいの診断基準というのが年々変わってきますので、それによって、今まで診断ができなかったお子さんに診断がつくようになったりというのが、発達障がいと言われる方たちですね。この方たちが、きっと20年前、30年前は、少し変わったお子さんという形だったと思うんですが、それがもう今、LDとか、ADHDという形ではっきりと診断が下されるようになってきたというところで、じゃあ支援が必要、特別な指導が必要というような形に変わってきているというのが実情かと思います。文部科学省の調査では、6.5%という数字が上がっています。

後藤委員 この10年ぐらいのデータも見えないといいますか、そういう基準が変わってきているので、実質的なデータが見えないと。数的そのものの捉え方といいますか、障害者手帳とかの関連というのがどうなるのか、ちょっと私もわかりません。その辺はどうなっているんですか。

後藤義務教育課長 この前に障害者手帳の関連での人数のご報告があったかと思います。手帳に関しては、重複でいただくことができますので、例えば、療育手帳と身体障害者手帳という形でなるとダブルカウントになりますよね。お1人で2人という形になってしまうので、その比較は純粹には難しいかなと思っております。

後藤委員 幼稚園とか保育園の先生が言っているように、いろんな障がいを持つ子供たちの率が、率的に上がってきていることは間違いがないようだというのは、話的にはあんまりそうなんだというふうに納得する話じゃないですね。

後藤義務教育課長 支援の必要なお子さんがふえているという現状はあると思うんです。ただ、それが例えば、障がいというふうに診断名がつくかどうかというところは、はっきりとした調査はまだないという形です。

井上委員 こういったシステム、子供さんにはどういうふうな説明を、ただ、皆さん仲良くしなさいよというぐらいだけなのか、子供さんに対しての一緒に授業してやりますよということはわかるんだけど、子供さんたちは特別何か先生方、こういった形の中で指導をしているという、何かよくわからんんだけど、その辺のところは、こういった言葉で子供さんにお伝えしているのかなと、ちょっと気になるんですが、その辺はどうなんですか。

後藤義務教育課長 障がいのないお子さんたちに対して、障がいのあるお子さんのことを説明をするときはですね……（「いや、一緒に授業すること自体がね、ちょっと仲良くしなさいよと言えば、もうその一言で終わると思うんだけど、何かほかにこういうシステムを子供に話してもわからないだろうと思うしね。ですから、その辺のところ、うまく、こういった形でお話しされるのかなと思いますけれども」と言う者あり）みんな得意なところと苦手なところがあって、いろんな人がいるよねというお話を小学校とか幼稚園はよくします。ただ、その得意さとか苦手さが障がいのあるお子さんの場合は苦手さが大きいとかいうふうなお話を小さいお子さんたちにはします。中学生とかになると、もうはっきりとした障がい名を出してお話することもできますし、障がいのある方でも立派に成功していらっしゃる方たちがおりますので、その方たちを例にして、障がいがあるからといって、決してそれはできないということではなくって、支援をしたり、指導すれば、きち

んと育つんですよというふうなところをお話しをしたりします。

守永委員長 今に関連してになるかと思うんですけども、保護者の皆さんの受けとめ方というのはどうでしょうか。いいという方と、まずいという方と両方いらっしゃると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

後藤義務教育課長 保護者というのは、受け入れる側の……

守永委員長 いわゆる子供たちの親にとってみれば、障がいを持った方がいることによって、授業の進度がおくれるのではないとか、そういうことを心配する方もおられるかと思うんですが。

後藤義務教育課長 はい、現実には、うちのクラスにいなければというような声はなくなっているわけではありません。ただ、特別支援学級に、今、国語の時間、そのお子さんは、Aちゃんに行くんですよ。その時間、皆さんは国語のちゃんと教科書の授業をしますとかというような制度的なことをきちんと説明をしたり、いろんなところで進めているところです。確かに今おっしゃるように、ゼロにはなっていないです。そういう声はゼロにはならないですが、随分その声もやわらかくなってきたというのは私たちの考えです。

守永委員長 今のやわらかくなってきたということからすると、保護者の皆さんに対する理解も求めていきながら進めているというふうに受けとめてよろしいんですかね。

後藤義務教育課長 はい。

守永委員長 ありがとうございます。あと、ほかの皆さん、特によろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

守永委員長 ほかにご質疑もないようですので、これで調査のほうを終わりたいと思います。執行部の皆さんお疲れさまでした。

〔教育委員会退室〕

守永委員長 続きまして、当委員会の県外所管事務調査について、連絡事項があります。概要を事務局より説明させます。

〔事務局説明〕

守永委員長 ただいまの説明について何か意見はございませんか。

後藤委員 医療人材というのは、新潟県全体における医師とか看護とかの数のことか。

守永委員長 そうです。この日程については、来年4月に向けて非常に厳しい時期にはなってきますけど、是非、積極的な参加をお願いします。また、それぞれ参加できるかどうかは、事務局より確認させていただきます。あと、ほかに何かありますか。

後藤委員 できれば前もって、質問事項を送ってね、それに基づいて話してもらうようにしてください。

事務局 分かりました。

守永委員長 では、これもちまして委員会を終わります。ありがとうございました。